ロシアを船積地域とする非工業用ダイヤモンドの輸入の禁止措置に伴う税関の対応について

令和5年12月20日財財関第1243号

ウクライナをめぐる現下の情勢に鑑み、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）により、ロシアからの非工業用ダイヤモンドの輸入に係る禁止措置を実施することが決定され、令和5年12月15日に「ロシア連邦関係者に対する資産凍結等の措置等について」が閣議了解されたところである。

これを受けて、ロシアを船積地域とする非工業用ダイヤモンドの輸入の禁止措置を実施するため、輸入公表の一部を改正する経済産業省告示等が令和6年1月1日から施行される。

税関においては、経済産業省貿易経済協力局長からの通知（別紙）を踏まえ、関係省庁との連携を密にし、本輸入の禁止措置の実効性の確保に努めるため、下記により実施されたい。

記

１．税関における審査に際しては、通関関係書類等により貨物の船積地域を確認するとともに、検査に際しては、貨物の外装に付された表記等により貨物の船積地域を確認すること。

２．上記により適正な通関の徹底を図るほか、輸入事後調査を的確に実施し、違法行為が発見された場合には厳正に対処すること。また、関係省庁や関係機関との緊密な情報交換及び連携並びに通関業者、倉庫業者等の関係業者などからの情報収集について、一層の充実を図ること。

別紙

令和5年12月20日20231218貿局第1号

財務省関税局長殿

経済産業省貿易経済協力局長

ロシアを船積地域とするダイヤモンドの輸入禁止措置について

上記の件について、令和5年12月15日付け閣議了解に基づき、別紙のとおり告示されることになるため、税関においても本改正の趣旨を踏まえ当省と連携の上、御対応方よろしくお願いいたします。

○経済産業省告示第百六十五号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

令和五年十二月二十日 経済産業大臣齋藤健

次の表により、改正後欄に二重下線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正案 | 現行 |
| 二　輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認を除く。以下「二号承認」という。）を受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。 | 二　輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認を除く。以下「二号承認」という。）を受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。 |
| 第１　次の表の左欄に掲げる地域を原産地又は船積地域とする同表の右欄に掲げる貨物 | 第１　次の表の左欄に掲げる地域を原産地又は船積地域とする同表の右欄に掲げる貨物 |
|

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 地域 | 貨物 |  |
| 項目番号 | 関税率表の番号等 | 貨物名 |
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| ロシア（原油及び石油製品についてはロシアを原産地とする場合に限り、ダイヤモンドについてはロシアを船積地域とす場合に限る。） | 1 | [略] | [略] |
| 2 | [略] | [略] |  |
| 3 | [略] | [略] |  |
| 4 | 7102･107102･317102･39 | イヤモンド |
| 5 | [略] | [略] |

 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 地域 | 貨物 |  |
| 項目番号 | 関税率表の番号等 | 貨物名 |
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| ロシア（原油及び石油製品についてはロシアを原産地とする場合に限る。） | 1 | [略] | [略] |
| 2 | [略] | [略] |  |
| 3 | [略] | [略] |  |
| ［新設］ | ［新設］ | ［新設］ |
| 4 | [略] | [略] |

 |
| 第２　[略] | 第２　[略] |
| 備考表中の［　］は注記である。 |

附則

この告示は、令和六年一月一日から施行する。ただし、この告示の施行前に輸入に係る契約を行った者がその契約に基づいてする輸入については、施行の日から起算して三月を経過した日までは、なお従前の例による。